

平成20年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

広島県江田島市

## 目 次

1 平成20年度健全化判断比率報告書 .....	1
(1) 総括表 .....	1
(2) 実質赤字比率 .....	2
(3) 連結実質赤字比率 .....	3
(4) 実質公債費比率 .....	4
(5) 将来負担比率 .....	5
2 平成20年度資金不足比率報告書 .....	6
(1) 総括表 .....	6
(2) 法適用企業 .....	7
(3) 法非適用企業 .....	8
(参考) 各指標の対象範囲 .....	10

# 1 平成20年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

## (1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成20年度決算 健全化判断比率	—	—	14.6	143.2
(早期健全化基準)	(13.38)	(18.38)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

### <参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税，地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について，歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	すべての会計の赤字額と黒字額を合算して，市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を，一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	一般会計等の支出のうち，義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し，この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，標準財政規模を基本とした額で除したものである。

## (2) 実質赤字比率

### ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	15,053,299	14,552,748	500,551	145,474	355,077
住宅新築資金等貸 付事業特別会計	66,178	65,896	282		282
港湾管理特別会計	43,562	43,172	390		390
漁港管理特別会計	9,296	2,577	6,719		6,719
合 計	15,172,335	14,664,393	507,942	145,474	362,468

(単位：千円)

イ 標準財政規模	9,719,535
うち、臨時財政対策債発行可能額	468,602

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 3.72%
----------	---	------------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

### (3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	362,468	(2)アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 (①～⑤の計)	248,345	実質赤字額がある場合はマイナス(△)計上
① 国民健康保険特別会計	24,876	
② 老人保健特別会計	112,044	
③ 後期高齢者医療特別会計	12,944	
④ 介護保険(保険事業勘定)特別会計	96,976	
⑤ 介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計	1,505	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①～⑦の計)	647,999	資金不足額がある場合はマイナス(△)計上
① 公共下水道事業(能美地区)会計	43,087	
② 交通船事業会計	62,999	
③ 国民宿舎事業会計	2,283	
④ 水道事業会計	533,262	
⑤ 公共下水道事業特別会計	6,362	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	6	
⑦ 地域開発事業特別会計	0	
エ 標準財政規模	9,719,535	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 12.95%
------------	---	---------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

[ア+イ+ウ] (※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{ア+イ+ウ}}{\text{エ}}$$

#### (4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	2,114,265	※繰上償還及び満期一括償還 元金除く。
イ 準元利償還金	577,651	満期一括償還年割相当額 公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	1,677,056	基準財政需要額 災害復旧費等、事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	9,719,535	臨時財政対策債発行可能額を 含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率 (単年度)	12.62	H18 15.85% H19 15.42%
カ 実質公債費比率 (3か年平均)	14.6	

#### 【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} \quad \text{オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

## (5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	22,086,613	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	921,483	江能特養老人ホーム建設借入金の元利補給など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	7,431,732	公共下水道事業会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	4,498,422	一般会計等対象職員(市長部局, 教育委員会, 地方公営企業)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,761,856	財政調整基金, 減債基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	1,136,226	住宅新築資金貸付金償還金, 住宅使用料等
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	18,519,050	
シ 標準財政規模	9,719,535	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,677,056	

(単位：%)

セ 将来負担比率	143.2	
----------	-------	--

### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率} \quad \text{セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

## 2 平成20年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

### (1) 総括表

(単位：%)

区 分		平成20年度決算 資金不足比率	(経営健全化基準)
法適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業(能美地区)会計	—
		交通船事業会計	—
		国民宿舎事業会計	—
		水道事業会計	—
法非適用企業	事業宅地造成以外	公共下水道事業特別会計	—
		農業集落排水事業特別会計	—
	事業宅地造成	地域開発事業特別会計	—
			(20.0) ※公営企業ごと

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

#### <参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。



## (2) 法適用企業

### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

#### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業 (能美地区)会計	24,525	0	67,612	△ 43,087
交通船事業会計	46,595	0	109,594	△ 62,999
国民宿舎事業会計	16,927	0	19,210	△ 2,283
水道事業会計	59,945	0	593,207	△ 533,262

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

#### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
公共下水道事業 (能美地区)会計	60,875	0	60,875	雨水処理負担金以外の一般会計負担金を除く
交通船事業会計	550,568	0	550,568	
国民宿舎事業会計	260,703	0	260,703	
水道事業会計	835,434	37,159	798,275	

#### ③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業(能美地区)会計	—	
交通船事業会計	—	
国民宿舎事業会計	—	
水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

資金不足比率 ③ =  $\frac{D}{G}$  (※マイナスは、資金剰余額となる。)

G

### (3) 法非適用企業

#### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

##### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業 特別会計	1,128,408	0	1,134,770	△ 6,362
農業集落排水事業 特別会計	144,811	0	144,817	△ 6

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

##### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
公共下水道事業 特別会計	85,924	0	85,924	
農業集落排水事業 特別会計	21,875	0	21,875	

##### ③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } \textcircled{3} = \frac{\text{D (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{G}}$$

## イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

### ① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	計 E (A+B-C-D)
地域開発事業 特別会計	122,524	0	122,682	126,546	△ 126,704

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

会計名	地方債残高 F	長期借入額 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余額 I ・E>0 場合, E ・E<0 場合, 「E+H」又は「0」の いずれか小さい方
地域開発事業 特別会計	658,451	0	658,451	0

### ② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	資本の額に 相当する額 J	負債の額に 相当する額 K	事業の規模 L (J+K)	備考
地域開発事業 特別会計	0	658,451	658,451	

### ③ 資金不足比率

(単位：%)

地域開発事業特別会計	—	※資金剰余額なし
------------	---	----------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

#### 【算定方法】

I (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 } \textcircled{3} = \frac{\text{I}}{\text{L}}$$

(参考) 各指標の対象範囲

一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	↑ 資金不足比率 ↓
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計					
		港湾管理特別会計 漁港管理特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計					
		老人保健特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		介護保険（保険事業勘定）特別会計					
		介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計					
	公営企業に係る会計	法適用	公共下水道事業（能美地区）会計				
			交通船事業会計				
		国民宿舎事業会計					
		水道事業会計					
		法非適用	公共下水道事業特別会計				
農業集落排水事業特別会計							
地域開発事業特別会計							
一部事務組合・広域連合	広島県市町総合事務組合						
	広島県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第三セクター等	土地開発公社						
	江田島バス(株)						
	沖野島マリーナ(株)						
	(有)おきみウエストマリン						